

(議案別冊 1)

令和 6 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出)

目

次

* 一般会計補正予算（第9号）	1 頁
（特別会計）	
* 国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	2 3 頁
* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	2 5 頁
* 農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	2 7 頁
* 水道事業会計補正予算（第3号）	2 9 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第4号）	3 2 頁

議案第31号

令和6年度川越市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度川越市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234,467千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,221,488千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,543,072	1,148,197	4,691,269
	1 地方交付税	3,543,072	1,148,197	4,691,269
13 分担金及び負担金		855,129	△14,000	841,129
	2 負担金	855,080	△14,000	841,080
14 使用料及び手数料		1,941,094	7,500	1,948,594
	1 使用料	1,306,275	7,500	1,313,775
15 国庫支出金		27,892,416	175,781	28,068,197
	1 国庫負担金	20,307,875	263,456	20,571,331
	2 国庫補助金	7,506,914	△87,675	7,419,239
16 県支出金		9,930,024	△476,164	9,453,860
	1 県負担金	6,947,585	42,199	6,989,784
	2 県補助金	1,603,707	△8,729	1,594,978
	3 委託金	1,378,732	△509,634	869,098
17 財産収入		261,180	60,069	321,249
	2 財産売払収入	80,475	60,069	140,544
18 寄附金		928,500	△99,617	828,883
	1 寄附金	928,500	△99,617	828,883
19 繰入金		3,668,864	△840,169	2,828,695

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	3,451,146	△840,169	2,610,977
20 繰越金		4,672,744	320,522	4,993,266
	1 繰越金	4,672,744	320,522	4,993,266
21 諸収入		4,334,965	△185,786	4,149,179
	5 雑入	4,054,531	△185,786	3,868,745
22 市債		8,464,111	△1,330,800	7,133,311
	1 市債	8,464,111	△1,330,800	7,133,311
歳入	合計	136,455,955	△1,234,467	135,221,488

(2) 歳出

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,358,104	175,450	13,533,554
	1 総務管理費	11,237,820	184,063	11,421,883
	4 選挙費	321,017	△8,613	312,404
3 民生費		63,712,405	598,629	64,311,034
	1 社会福祉費	32,792,845	△91,975	32,700,870
	2 児童福祉費	22,922,719	592,559	23,515,278
	3 生活保護費	7,994,959	98,045	8,093,004
4 衛生費		14,542,492	150,970	14,693,462
	1 保健衛生費	5,537,951	326,362	5,864,313
	2 清掃費	6,553,716	△69,800	6,483,916
	3 下水道費	2,450,825	△105,592	2,345,233
6 農林水産業費		770,204	△4,161	766,043
	1 農業費	770,204	△4,161	766,043
7 商工費		998,905	6,428	1,005,333
	1 商工費	998,905	6,428	1,005,333
8 土木費		9,543,675	△1,494,525	8,049,150
	1 土木管理費	683,576	△4,500	679,076
	2 道路橋りょう費	2,740,779	△475,721	2,265,058

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河 川 費	754,580	△110,900	643,680
	4 都 市 計 画 費	4,942,901	△797,350	4,145,551
	5 住 宅 費	421,839	△106,054	315,785
9 消 防 費		5,123,025	△9,056	5,113,969
	1 消 防 費	5,123,025	△9,056	5,113,969
10 教 育 費		16,823,193	△620,418	16,202,775
	1 教 育 総 務 費	4,231,223	△141,894	4,089,329
	2 小 学 校 費	2,257,199	△150,012	2,107,187
	3 中 学 校 費	2,461,589	△238,109	2,223,480
	6 社 会 教 育 費	3,248,308	△59,103	3,189,205
	7 学 校 保 健 費	3,570,808	△31,300	3,539,508
13 諸 支 出 金		113,580	△37,784	75,796
	2 土 地 開 発 公 社 費	66,254	△37,784	28,470
歳 出	合 計	136,455,955	△1,234,467	135,221,488

第 2 表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	2 小学校費	小学校体育館 空調設備等整備 事業（第1期）	603,700 千円	令和5年度	245,400 千円	495,600 千円	令和5年度	245,400 千円
				令和6年度	358,300		令和6年度	250,200
	3 中学校費	中学校体育館 空調設備等整備 事業（第1期）	930,100	令和5年度	378,200	748,600	令和5年度	378,200
				令和6年度	551,900		令和6年度	370,400
	6 社会教育費	蔵造り資料館 耐震化事業	540,400	令和5年度	143,300	540,400	令和5年度	143,300
				令和6年度	151,900		令和6年度	103,500
				令和7年度	131,500		令和7年度	157,200
				令和8年度	113,700		令和8年度	136,400

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	民間福祉施設補助（障害者施設）	184,586千円
		民間福祉施設補助（高齢者施設）	25,994千円
4 衛生費	3 下水道費	雨水建設改良補助金	215,000千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	主要地方道川越栗橋線交通安全施設整備	72,100千円
		広域幹線（市道）整備（用地）	4,478千円
	3 河川費	準用河川整備（天の川整備）	77,779千円
	4 都市計画費	南古谷駅周辺地区整備	45,183千円
		川越駅西口都市基盤整備	33,429千円
		各種公園整備	81,000千円

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 社会教育費	河越館跡整備	43,306 千円

第 4 表 債務負担行為補正

(廃 止)

事 項	期 間	限 度 額
川越市立小・中学校夜間照明LED 化事業	令和7年度から令和15年度まで	54,000千円

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
川越西文化会館空調中央監 視装置更新工事	令和7年度	6,950千円	令和6年度から 令和7年度まで	10,857千円

第 5 表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
本 庁 舎 等 改 修 事 業 費	千円 21,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 16,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
本 庁 舎 ア ス ベ ス ト 除 去 事 業 費	1,100	同 上	同 上	同 上	100	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
文化施設 設備整備 事業費	千円 91,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 67,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
総合福祉センター施設改修 事業費	94,800	同 上	同 上	同 上	73,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公立保育施設整備事業費	千円 70,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 48,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
資源化センター施設管理事業費	211,700	同 上	同 上	同 上	173,100	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
雨水建設 改良事業費	千円 250,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 215,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路環境 整備事業費	155,100	同 上	同 上	同 上	139,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路新設改良 事業費	千円 399,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 297,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
橋りょう新設 改良事業費	289,400	同 上	同 上	同 上	255,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川整備 事業費	千円 589,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。	千円 479,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。
南古谷駅周辺 地区整備 事業費	626,200	同 上	同 上	同 上	344,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
川越駅西口 都市基盤整備 事業費	千円 197,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。	千円 96,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。
新河岸駅 周辺地区整備 事業費	22,000	同 上	同 上	同 上	14,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路事業費	千円 34,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 30,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備事業費	954,500	同 上	同 上	同 上	957,100	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公営住宅改修事業費	千円 146,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 47,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設整備事業費	120,500	同 上	同 上	同 上	94,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小学校体育館 空調設備等 整備事業費	千円 805,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 697,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設 整備事業費	204,900	同 上	同 上	同 上	184,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中学校傾斜地 整備事業費	千円 51,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。	千円 22,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすること ができる。
中学校体育館 空調設備等 整備事業費	1,262,000	同 上	同 上	同 上	1,080,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学童保育室 整備事業費	千円 34,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 23,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
文化財改修 整備事業費	85,000	同 上	同 上	同 上	61,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
図書館改修整備事業費	千円 51,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 45,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
学校給食センター施設整備事業費	71,200	同 上	同 上	同 上	43,100	同 上	同 上	同 上

議案第32号

令和6年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,976,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		320,174	11,078	331,252
	1 繰越金	320,174	11,078	331,252
歳入合計		31,964,946	11,078	31,976,024

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 保健事業費		429,118	11,078	440,196
	2 保健事業費	58,942	11,078	70,020
歳出合計		31,964,946	11,078	31,976,024

議案第 3 3 号

令和 6 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 257,616 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,974,584 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		5,158,580	△180,000	4,978,580
	1 後期高齢者医療保険料	5,158,580	△180,000	4,978,580
2 繰入金		1,045,532	△77,616	967,916
	1 一般会計繰入金	1,045,532	△77,616	967,916
歳入	合計	6,232,200	△257,616	5,974,584

(2) 歳出

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		165,027	△10,071	154,956
	1 総務管理費	131,065	△10,071	120,994
2 広域連合納付金		6,056,593	△247,545	5,809,048
	1 広域連合納付金	6,056,593	△247,545	5,809,048
歳出	合計	6,232,200	△257,616	5,974,584

議案第34号

令和6年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227,439千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		11,900	△4,800	7,100
	1 県 補 助 金	11,900	△4,800	7,100
歳 入 合 計		232,239	△4,800	227,439

(2) 歳出

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 業 集 落 排 水 総 務 費		156,788	△4,800	151,988
	1 総 務 管 理 費	156,788	△4,800	151,988
歳 出 合 計		232,239	△4,800	227,439

議案第35号

令和6年度川越市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度川越市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	3,350,934千円	△845,178千円	2,505,756千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	6,886,192千円	△46,975千円	6,839,217千円
第2項 営業外収益	444,476千円	△46,975千円	397,501千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,534,703千円	△98,055千円	6,436,648千円

第1項	営業費用	6,452,063千円	△140,338千円	6,311,725千円
第2項	営業外費用	72,387千円	42,283千円	114,670千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,958,249千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額182,919千円、減債積立金300,000千円、建設改良積立金200,000千円、過年度分損益勘定留保資金908,674千円及び当年度分損益勘定留保資金366,656千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収入		
第1款	資本的収入		
	1,174,368千円	△4,206千円	1,170,162千円
第3項	工事負担金		
	257,335千円	△4,206千円	253,129千円
	支出		
第1款	資本的支出		
	3,973,589千円	△845,178千円	3,128,411千円
第1項	建設改良費		
	3,368,370千円	△845,178千円	2,523,192千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	大 字 笠 幡 添 架 管 改 良 事 業	千 円		千 円	千 円		千 円
			211,266	令 和 4 年 度	80,100	197,953	令 和 4 年 度	80,100
				令 和 5 年 度	40,000		令 和 5 年 度	40,000
		令 和 6 年 度	91,166	令 和 6 年 度	77,853			
		425,535	令 和 5 年 度	255,300	412,024	令 和 5 年 度	255,300	
			令 和 6 年 度	170,235		令 和 6 年 度	156,724	

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

川 越 市 長 森 田 初 恵

議案第36号

令和6年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2)年間処理水量	45,500,000 m ³	4,656,250 m ³	50,156,250 m ³
(3)一日平均処理水量	124,658 m ³	12,756 m ³	137,414 m ³
(4)主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設整備 事業費	2,538,650千円	△618,986千円	1,919,664千円
公共下水道施設改良 事業費	1,342,078千円	△221,223千円	1,120,855千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	

第1款	下水道事業収益	6,441,470千円	△121,052千円	6,320,418千円
第1項	営業収益	4,691,445千円	△59,245千円	4,632,200千円
第2項	営業外収益	1,731,148千円	△61,807千円	1,669,341千円
	支 出			
第1款	下水道事業費用	6,140,343千円	49,810千円	6,190,153千円
第1項	営業費用	5,873,236千円	49,810千円	5,923,046千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,176,885千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額173,781千円及び過年度分損益勘定留保資金3,003,104千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	1,169,132千円	△43,347千円	1,125,785千円
第7項	他会計補助金	356,162千円	△43,347千円	312,815千円
		支 出		
第1款	資本的支出	5,142,879千円	△840,209千円	4,302,670千円
第1項	建設改良費	4,184,782千円	△840,209千円	3,344,573千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第11条中「407,674千円」を「364,327千円」に改める。

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵